岡山市教育セキュリティ強靭化業務委託
仕様書

令和７年２月

岡山市教育委員会

教育研究研修センター

目次

別紙１「履行場所一覧」

1　業務名

岡山市教育セキュリティ強靭化業務委託

2　履行期間及び履行場所

履行期間：契約締結日から令和 11 年（2029 年）12 月 31 日

履行場所：別紙 1 「履行場所一覧」

3　業務概要

(1) 業務目的及び概要

岡山市教育委員会では、市内データセンターを集約拠点として、市立学校（126 校）、岡山市教育研究研修センター、岡山市役所本庁舎（8 階教育委員会事務局）等を収容するネットワーク（以下、「教育ネットワーク」という。）を構築している。

教育ネットワークは、VLAN 機能を用いて教職員セグメントと児童生徒用セグメントを論理的に分け、教育ルータにて児童生徒用セグメントから教職員セグメントへの接続を禁止している。また、教育ネットワークでは、データセンターにサーバ等を設置し、教職員用端末約 6,000 台が、各種システム、電子メール、共有ファイルサーバの利用とインターネット接続を行っている。

近年のサイバー攻撃は複雑、巧妙化しており、ランサムウェアなどのサイバー攻撃への高まりを受け、エンドポイントのセキュリティ対策の強化が急務となっている。エンドポイントセキュリティの強化を目的とした専門的技術の提供と 24 時間 365 日の監視、ウィルス検知から対策・分析調査・修復までの一連の運用を包括的に提供可能な外部企業から調達を行う。

4　業務の範囲と調達内容

(1) 本業務の対象等

対象となる端末が配備されている学校数は、小学校：87 校、 中学校：37 校、義務教育学校：1 校、高等学校：1 校、学校以外は教育委員会事務局：2 拠点、給食センター3 拠点である。

ただし、上記 126 校の内、蛍明小学校と足守中学校、岡山後楽館中学校と同高等学校は、回線、機器を共用しているため、学校としての拠点数は 124 拠点となる。

端末及びサーバ台数については、以下の表に記載の内容とする。

ライセンスの数え方は製品ごとに異なり、「端末単位」「アカウント単位」「利用中の OS 単位」などがある。

※アカウント単位は、ローカルアカウント分のライセンスも含む。

※利用中の OS 単位は、仮想基盤の OS も含む。

※詳細は、別紙 1「履行場所一覧」のとおり。

分類	OS	台数
Windows PC	Windows11 Education	5,900 台 ※アカウント 5,900
Windows Server	Windows Server 2019（64bit）	9 台
Linux Server	Red Hat Enterprise Linux 8.6（64bit）	7 台

(2) ネットワーク構成

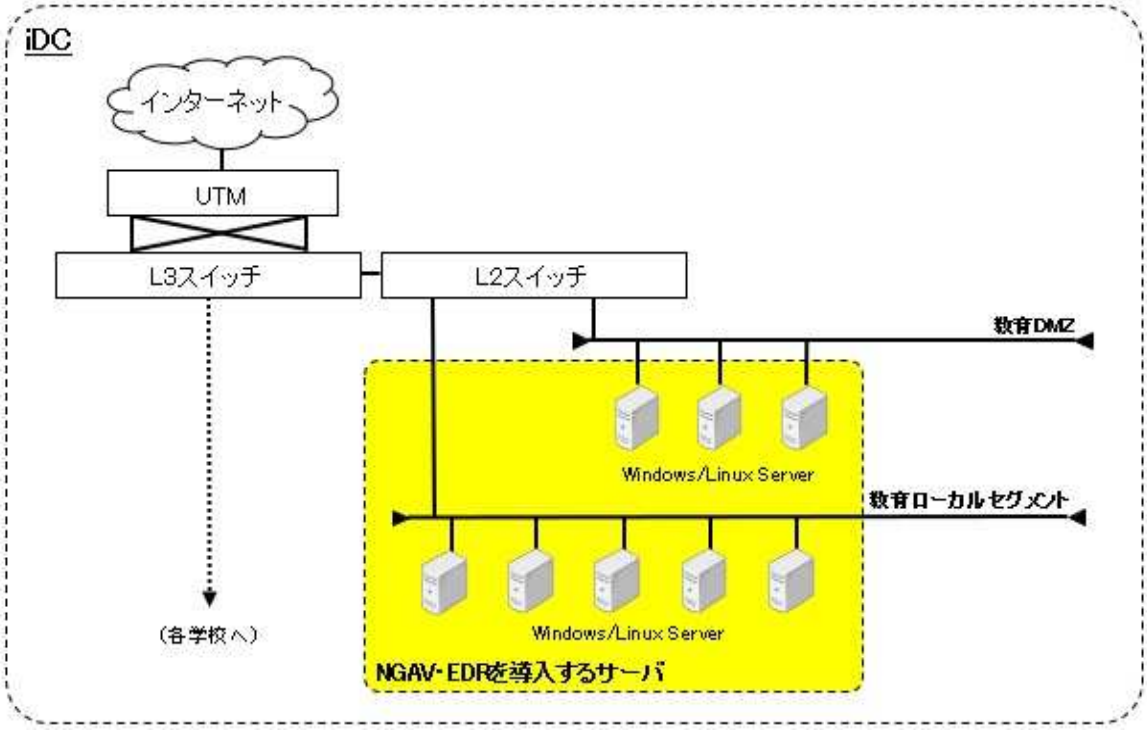
iDC
インターネット
UTM
L3スイッチ
L2スイッチ
教育DMZ
Windows/Linux Server
教育ローカルセグメント
Windows/Linux Server
(各学校へ)
NGAV・EDRを導入するサーバ

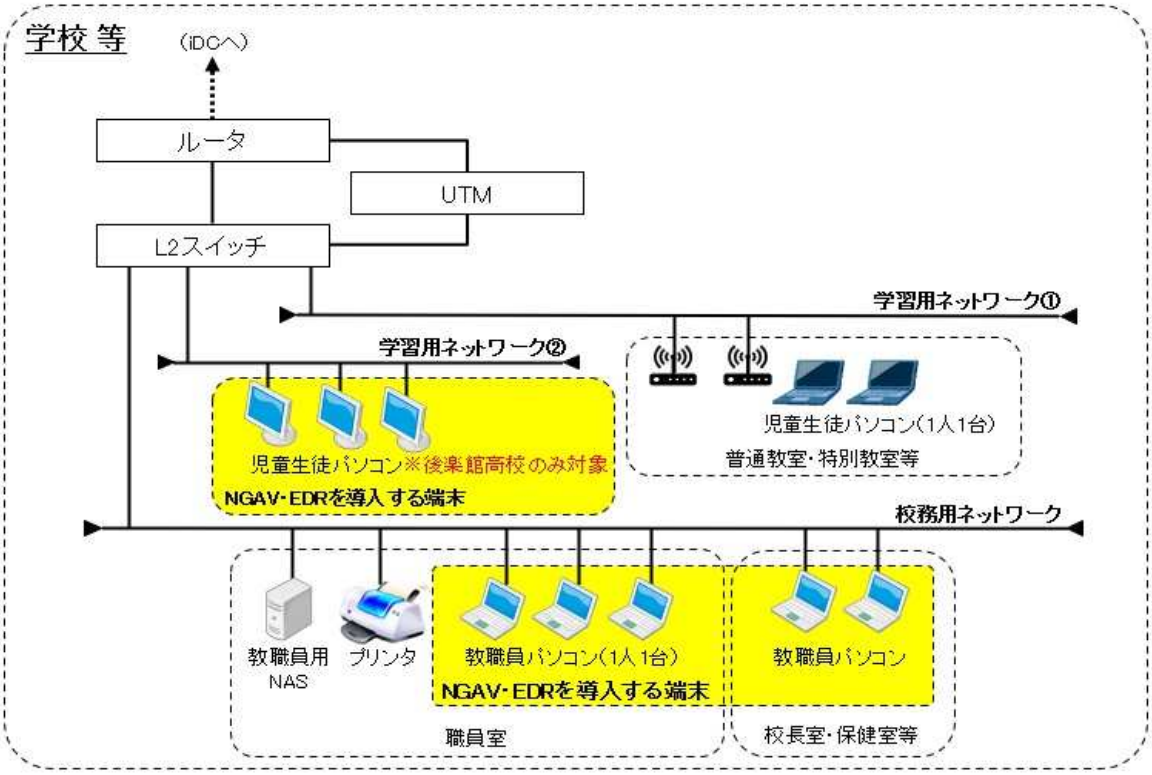
学校等
(iDCへ)
ルータ
UTM
L2スイッチ
学習用ネットワーク①
学習用ネットワーク②
児童生徒パソコン(1人1台)
普通教室・特別教室等
児童生徒パソコン※後楽館高校のみ対象
NGAV・EDRを導入する端末
校務用ネットワーク
教職員用
NAS
プリンタ
教職員パソコン(1人1台)
NGAV・EDRを導入する端末
教職員パソコン
職員室
校長室・保健室等

上記の教育ネットワークの保守業者は以下である。

西日本電信電話株式会社岡山支店

（連絡先）ビジネス営業部エンタープライズビジネス営業部門

山脇　和彦　氏

〒700-0821 岡山市北区中山下二丁目 1 番 90 号

電話：086-801-5722　E-mail：kazuhiko.yamawaki.wa@west.ntt.co.jp

(3) 委託範囲

セキュリティ対策ソフトウェア（NGAV／EDR）を利用したセキュリティ運用管理サービス（MDR／SOC）の調達範囲は、設計・構築・導入および 24 時間 365 日の監視、ウィルス等脅威の検知から対策・分析調査・修復までの運用保守を包括して外部事業者から調達する「サービス調達契約」を行う。

① セキュリティ対策ソフトウェア（以下、エージェントという。）の提供

・NGAV（Next Generation AntiVirus）

・EDR（Endpoint Detection and Response）

※監視対象の端末、サーバの入れ替えがあった場合に備え、一時的にライセンスが超過しそうな場合は委託者と協議してライセンスを途中で追加することができる。なお、その際に発生する費用に関してはその場で協議する。

② 環境構築

NGAV、EDR、MDR／SOC サービス導入に関わるための各種環境構築、申請書の作成支援、サービス導入支援、管理マニュアル作成等。現行 EPP（TrendMicro ApexOne、WithSecure）のアンインストール。

エージェントの通信のため、既存のネットワーク機器の設定が必要な場合は、教育ネットワークの運用保守業者と協業し設定すること。

③ 運用保守

環境構築後、セキュリティ対策のエージェント（NGAV／EDR）と連携して、ウィルス等の脅威に対して、24 時間 365 日、早期に検知、通知、対策、分析調査、修復のサービス（MDR／SOC サービス）を提供すること。運用保守は契約期間終了まで提供すること。

また、委託者からの連絡体制について、MDR／SOC への連絡、サポートへの連絡、メーカーサポートへの確認、管理コンソールの操作代行等、複数に分かれる想定だが、運用における委託者側からの窓口が明確に区分でき、複数間を調整しなくて済むよう、受託者において各窓口間が連携できる体制を提供できること。

さらに、緊急時には委託者から各連絡先に直接問い合わせ可能な体制も提供できること。

受託者は委託者に対して、各月の検知状況や対応状況を取りまとめた月次報告書（月次レポート）を成果品として提供し、原則オンサイトによる月１回の定期報告会で報告すること。また、運用保守上の課題解決を図るため、必要な場合には、委託者、受託者双方協議の上、会議を追加開催できるものとする。また、委託者の必要に応じてレポート内容のカスタマイズを可能とすること。

④　エージェントの障害対応

エージェントに起因する障害が発生した場合は、受託者が速やかに対応すること。サーバに関しては、教育ネットワークの保守業者と協議し、対応すること。

また、教育ネットワークの運用保守業者が障害を検知した場合に備えて、受託者は直接問い合わせを受けるための窓口を提供できること。

(4) 構築環境の作業範囲と内容

想定される作業項目は次の通り。

① プロジェクト計画立案およびプロジェクト管理、導入スケジュール作成
② 詳細設計（パラメータシート）
③ サービステスト、運用テスト（端末での動作確認テスト）
④ 現行 EPP の削除
⑤ 新規 NGAV、EDR のインストール（エージェント展開）
⑥ EDR の検知対象外確認（ホワイトリスト作成）、EDR 検知テスト
⑦ MDR もしくは SOC 環境の構築、本番稼働、品質保証
⑧ 運用支援
⑨ 環境保守（エージェントのアップグレード等への対応含む）

上記①～⑨に附帯する作業

(a) 本案件に関わるプロジェクト管理
(b) 各種検討会への支援や調整業務
(c) 運用ルール策定の支援
(d) 各種打合せ、検討事項へのアドバイス・提案等

(5) 現行 EPP 製品のアンインストールと新規 NGAV、EDR インストール作業について

①　共通要件

・インストール後に端末とサーバの正常性確認を実施すること。
・その他、本サービス導入および利用を円滑に実施するにあたり、教育ネットワークの運用保守業者の作業が必要となる場合（サーバにインストールしたエージェントに係る作業等）は、詳細な指示書を作成することとし、これらに係る費用は受託者の負担とする。

・指示書に不備があり障害等の問題が発生した場合は、受託者の責任と負担においてすぐに解決すること。

② 現行 EPP 製品のアンインストールに関して

・現行 EPP 製品は全て令和８年８月末までにアンインストールすること。

・端末からのアンインストールは、委託者が別途調達している資産管理システム(MOTEX 社「LanScope Cat ver.9」)を利用したリモートアンインストールが実施可能であれば 4(5)③と同様に作業場所と端末は委託者側で用意する。しかし、当該環境で実施不可能な場合で、教育ネットワーク上のウィルス対策サーバ等からアンインストールを行う場合は 4(5)③と同様に教育ネットワークの運用保守業者に別途作業を依頼し、アンインストールを行うこと。ただし、アンインストールが出来なかった端末に関しては、オンサイト対応ができるようにすること。

・サーバからのアンインストールは、委託者が別途調達している資産管理システム(MOTEX 社「LanScope Cat ver.9」)を利用したリモートアンインストールが実施不可能なため、教育ネットワークの運用保守業者に作業を依頼し、アンインストールを行うこと。

・教育ネットワークの運用保守業者は受託者の指示に従って作業を行うが、障害が発生する恐れがある場合は事前に通知を行う。

・障害が発生した際はすぐに原状復帰を行い、受託者と教育ネットワークの運用保守業者および委託者の３者で対応を検討すること。

③ 新規 NGAV、EDR 製品のインストールに関して

・新規 NGAV、EDR の端末へのインストールは委託者が別途調達している資産管理システム(MOTEX 社「LanScope Cat ver.9」)で実行可能であること。実施する際は、委託者が指定する場所、端末で実施すること。

指定場所：岡山市教育研究研修センター（岡山市東区向州１番１号）

指定端末：委託者側で用意する

・端末へのインストールは、受託者側で作業を実施すること。

・サーバへのインストールは、受託者が教育ネットワークの運用保守業者に詳細な指示書を作成し、作業を依頼する。また、これらに係る費用は受託者の負担とする。

・NGAV、EDR 製品に起因する何らかの不具合によって委託者側の業務に支障が出た場合は、原因の特定と修復、正常性の確認を行うこと。さらに、オンサイトでの対応が必要な場合に備えた体制も提供すること。

(6) サービス調達契約について

本業務は、サービス調達契約であることから、求められるサービスの品質の維持、向上に努め、仕様書の内容に止まることなく受託者自ら必要な作業を立案し、委託者の承認を得て、確実に実施すること。

(7) 受託者に求める要件

受託者は、大規模なエンドポイントセキュリティ対策を短期間で導入し、適正な運用を行う必要があることから、次の能力等を備えかつ遵守すること。

① 高い技術力とプロジェクト管理能力を持っていること。

② 本業務を遂行するにあたり、適切な品質管理の実施および品質の保証が行えること。

③ 本業務を遂行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）及び「岡山市個人情報保護条例」、「岡山市教育情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

④ 業務上知り得た秘密、個人情報を本業務以外の目的に使用したり、第三者に漏らしたりしないこと。

⑤ 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い、業務を遂行すること。

⑥ 教育ネットワーク及びシステムの停止を伴う作業が避けられない場合は、作業日程について岡山市監督員の承認を得た上、教育ネットワーク及びシステムの停止時間が極力短時間で済むよう、可能な限り効率的かつ迅速な作業に努めること。この場合、停止について拠点への周知が必要であるため、原則として、作業予定日の2週間以上前に予定を報告すること。また、作業日は、休日、祝日、学校の長期休暇期間中とし、平日に行う場合は、業務終了後の時間（18時以降）とすること。

(8) 提供サービス契約不適合

運用開始後、提供サービスに「契約不適合」が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。併せて成果品の納品から 1 年以内に、品質基準を満たしていない等の「契約不適合」が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正すること。

(9) 再委託の制限

・受託者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせてはならない。

・受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わすときは、委託者にあらかじめ、相手方の名称、委任等の内容その他委託者が必要と認める事項を書面により通知し、委託者の書面による承認を得ること。
・前項の場合において、当該再委任を受けた者又は下請負者について、委託業務の履行に著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して書面により、その事由を明示してその変更を求めることができるものとする

5 NGAV、EDR を利用したセキュリティ運用管理サービス（MDR／SOC）の機能要件

以下の製品・サービスを参考として提示する。

クラウドストライク合同会社　NGAV・EDR・MDR：Falcon Complete

※参考製品・サービス以外であっても、下記のⅠⅡの機能要件の全てを満たす製品・サービスであれば同等製品・サービスとして認める。

その場合は、公告 4(4)で示す質問の方法により、受付期限までに同等製品・サービスに適合することが容易に判別できる資料とともに確認を行うこと。

Ⅰ NGAV／EDR 機能要件

＜環境基本要件＞

本業務が委託者からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう本業務を実施できること。

また、委託者の規模において安心、安定して利用できるよう、導入する環境の基本要件として以下の性能が確実に保証できること。

・MDR／SOC サービスでエンドポイントの振る舞いの詳細を全て把握すること。
・リアルタイムで脅威のレベルの全体像を表示できること。
・重要度かつ緊急度の高い検知をした際は、即座に対策（隔離もしくは遮断）を実施できるようにすること。

＜機能要件＞

(1) 共通要件

（ア） クラウドサービスとして以下のうち２つ以上の評価を取得していること。

・SOC2 TypeⅡ
・Fed RAMP
・ISO／IEC 27017
・ISMAP

（イ） 検知された脅威を自動的に照合し、攻撃者の情報をリアルタイムに表示されること。
（ウ） EDR メーカーが推奨する EPP 製品をインストールすることで実装できること。
（エ） エージェント（ソフトウェア）は OS の脅威を検知できるものであること。エージェント（ソフトウェア）はレジストリの書き換え、ファイルの読み書き、システムログの改ざんなど OS に対する脅威を検知できるものであること。
（オ） エージェント（ソフトウェア）はカーネルモードで動作すること。
（カ） エージェント（ソフトウェア）をインストールまたはバージョンアップを行う際に、OS の再起動が必要ないこと。
（キ） OS およびソフトウェアの脆弱性情報を調査・収集し、脆弱性を発見する機能を有していること。
（ク） 端末をグループごとにそれぞれの設定が適用できること。
※NGAV：AI／機械学習型のシグネチャに依存しないウィルス対策
※EDR：端末内の挙動の記録、脅威の痕跡の検知、対処機能

(2) 個別要件（NGAV 機能）

（ア） シグネチャに依存しない振る舞い検知技術を実装していること。
（イ） IOC（脅威の痕跡）だけではなく IOA（攻撃の痕跡）による検知ができること。
（ウ） 既知／未知のマルウェアの検知ができること。(Powershell を使うファイルレス攻撃の検知およびブロックする機能を実装していること。)
（エ） 万が一誤検知だった場合に備え、元に戻す機能を有すること。
（オ） ファイルレスの攻撃にも対応するため、プロセスの不正な振る舞いに対しても自動的に検知する機能を有すること。
（カ） ファイルの実行時だけでなく、実行される前のファイルの書き込み時にもログが収集される機能を有すること。
（キ） OS の起動ファイルを保護できる機能を有すること。
（ク） サーバや端末、利用する組織ごとにグルーピングが自動的に行え、それぞれのグループごとに異なるブロック設定が適用できること。
（ケ） 第三者機関による AV としての認証／評価実績を示せること。(「5(4) 製品に関する第三者機関による評価」に準ずる)

(3) 個別要件（EDR 機能）

（ア） コマンドラインの内容が確認できること。

（イ） 別プロセスへのインジェクション状況の確認ができること。

（ウ） プロセスが実行したディスク上の書き込み／読み込みの確認ができること。

（エ） プロセスが実行したレジストリ上の更新が確認できること。

（オ） プロセスが実行したネットワークオペレーション（DNS、IP アドレス）の確認ができること。

（カ） インシデントに紐付く各プロセス（正規プロセス含む）の動作の可視化が可能なこと。

（キ） ファイルハッシュ、ファイル名、ホスト名、ドメイン、IP アドレス等による調査ができること。

（ク） アラート発生時のトリアージを容易にするために 「Critical」や「Low」などの重要度（3 段階以上）が自動的に表示されること。

（ケ） 管理画面よりエージェントをネットワークから隔離・遮断／解除ができること。

（コ） 管理画面よりエージェントに対してリモートで脅威の調査、除去などが行えること。

（サ） ハッシュ値によるブラック／ホワイトリスト登録が可能なこと。

（シ） 耐タンパー性（EDR Silencer などのツールへの耐性）を持ち、攻撃者がエージェント／センサーを無効化する攻撃に耐えうること。

（ス） プロセスメモリダンプが取得できること。

（セ） Windows イベントログファイルが取得できること。

（ソ） 機械的に検知できない脅威を 24 時間 365 日で専門家による監視、探索により検知精度を強化することができ、発見された新しい脅威について管理画面上にアラートが生成されること。

（タ） 独自の脅威情報を有し、検知された脅威を照合し、その脅威情報が表示されること。

（チ） 第三者機関による EDR としての評価実績を示せること。（「5(4) 製品に関する第三者機関による評価」に準ずる）

（ツ） ログの保管期間としては、以下とする。

・検知に関連する情報：7 日間以上

・検知に関連しないログ（未検知）：7 日間以上

(4) 製品に関する第三者機関による評価

以下に示す第三者機関によるいずれかの評価を受けていること。

NGAV 機能

評価機関	評価	評価結果
AV Comparatives	Business Security Test 2021-2024(August – November)	「APPROVED」
	Business Security Test 2021-2024 (March – June)	「APPROVED」
	Advanced Threat Protection Test　2021-2024Enterprise	「CERTIFIED」
	Advanced Threat Protection Test　2021-2024Enterprise	「CERTIFIED」

EDR 機能

評価機関	評価	評価結果
Gartner 社	Magic Quadrant「Endpoint Protection Platforms」(2021-2024)	「LEADERS」「Strong Performers」以上」
Forester 社	The Forester Wave 「Endpoint Detection and Response Providers」(Q4　2021-2024)	「LEADERS」「Strong Performers」以上」

II セキュリティ運用管理サービス（MDR／SOC サービス）の機能要件

(1) 共通要件

（ア） セキュリティ対策のエージェント（NGAV／EDR）と連携して、セキュリティインシデントを防ぐために、早期に検知、通知、対策（隔離／遮断)、分析調査､修復を行うことを目的としたセキュリティ運用管理サービス(MDR／SOC サービス）を提供すること。

（イ） セキュリティ運用管理サービスの提供は､24 時間 365 日であること｡また、対策（隔離／遮断)、分析調査、修復までを主体的に実施すること。

（ウ） 端末の修復作業を行い、速やかにオンラインでの業務復帰ができること｡また、その修復結果については、完了後にメールで報告すること。

（エ） セキュリティ対策エージェントのバージョンアップは、セキュリティ運用管理サービスで行えること。

（オ） セキュリティ対策エージェントが導入されていない端末からの侵害により、導入されている端末で検知した場合、導入されていない端末を自動的に特定し、通知などの対応ができること。合わせて、管理者が確認できること。

（カ） 月次での対応実績について報告レポートの提供ができること。またコンソール画面上でも確認可能なこと。

（キ） EDR／MDR 提供メーカーにおいて日本語による 24 時間 365 日の受付、回答などの対応ができること。

（ク） 脅威等への迅速な対応の為、MDR／SOC サービスによる脅威検知、端末隔離や処理が行われた後、オンサイト対応が必要な場合はオンサイト保守対応が出来ること。

（ケ） 導入されるセキュリティ対策のエージェント（ソフトウェア）に表示される端末の OS、ソフトウェアバージョン、設定情報を適切に判断し、対策、分析調査を行うこと。

（コ） メーカー対応の MDR サービスとすること。

(2) MDR サービスに関する第三者機関による評価

以下に示す第三者機関によるいずれかの評価を受けていること。

評価機関	評価	評価結果
MITRE 社	MITRE ATT&CK EVALUATIONS <OilRig Managed Services Evaluation　2021−2024>	テスト結果の公表
Forester 社	Forrester Wave for Managed Detection and Response, Q2　2021−2024	「Strong Performers」以上「LEADERS」

(3) MDR／SOC・受託者・委託者側の役割分担

作業内容	①MDR／SOC	②受託者	③委託者
コンテンツアップデート（エージェントの最新版への更新）	○	△	△
設定等チューニング	○	△	△
運用中のポリシー設定変更、検知除外リストへの登録	○	−	△
運用稼働監視（正常稼働の確認、異常が確認された場合の対応）	○	−	−
分析調査による判定を行い脅威の隔離（遮断）、端末の隔離（遮断）措置	○	−	−
隔離（遮断）措置によるシステム影響を鑑みた判断	△	−	○
緊急性の高いインシデントの可能性がある場合、事前設計に則って対策、分析調査、修復を実施	○	−	−
対策（隔離／遮断）、分析調査、修復などの対応内容を報告	○	−	△

○…報告、対応、実施等　△…承認、確認等

※①と②の間において、役割分担の変更は可能とする。

6 全体スケジュール

委託者の想定する大まかなスケジュールを次に示す。

契約期間は契約締結日から令和 11 年（2029 年）12 月 31 日までとする。

本サービス提供開始日を令和 7 年（2025 年）10 月 1 日とするため、サービス提供開始までの準備期間を、契約締結日から令和 7 年（2025 年）9 月 30 日までとし、受託者は、準備期間内に導入設計、導入、テスト等の業務を行い、令和 7 年（2025 年）10 月 1 日のサービス提供開始に間に合うようにシステム構築、履行場所における端末設定等を実施すること。

活用計画、本業務に関するマイルストーン

<table>
<tr><td>スケジュール</td><td colspan="12">令和 7 年度（2025 年度）</td></tr>
<tr><td></td><td>4 月</td><td>5 月</td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td></tr>
<tr><td>マイルストーン</td><td>入札</td><td colspan="2">★キックオフ</td><td></td><td></td><td>★ﾃｽﾄ</td><td colspan="3">★サービス提供開始</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>主な業務</td><td></td><td colspan="2">ヒアリング，設計</td><td colspan="3">環境構築 3 か月（5,900+16 ライセンス）</td><td colspan="5">運用保守 51 か月（5,900+16 ライセンス）</td></tr>
<tr><td>スケジュール</td><td colspan="12">最終年度　令和 11 年度（2029 年度）</td></tr>
<tr><td></td><td>4 月</td><td>5 月</td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td></tr>
<tr><td>マイルストーン</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>主な業務</td><td colspan="9">運用保守 51 か月分（5,900+16 ライセンス）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

7 導入要件

(1) プロジェクト体制

受託者側の体制

・作業責任者および主要担当者は、委託者からの変更要望または委託者の承認がない限り、変更できないこととする。

・委託者は、業務責任者その他受託者が本委託を履行するために使用している下請負人、労働者等で委託の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。なお、人員交代等により追加費用が発生した場合においても、本契約の範囲内とする。

(2) プロジェクト運営

(ア) 本サービスの導入過程の経過、進捗状況を、全体会議、進捗会議等を通じて報告すること。また進捗報告および打合せ会議に際しては、議事内容を事前に提示するとともに、毎回、受託者が議事録を作成し、会議終了後、速やかに提出すること。

(イ) 本サービスの提供を進めていくうえで必要となる関係部署、関係機関との調整用資料等の作成についても支援すること。

(ウ) 設計、構築期間においては、必要に応じて検討会を実施し、スムーズな業務進行を図ること。また、仕様や要件の確認および確定に関しては、必ず書面により行うこと。

(エ) 課題管理表については、毎回の会議の中で確認を行うこと。

(オ) 受託者は、委託者の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や委託者の要求するサービス水準を達成できるようにすべての工程におけるプロジェクト管理(各作業の進捗状況の把握、委託者が見落としがちな要件の指摘、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、委託者への迅速な状況報告等)を徹底すること。

(カ) プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクト推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

(キ) 下記のプロジェクト管理を実施すること。

プロジェクト管理項目

管理項目	作業内容
コミュニケーション管理	会議体の定義、議事録および連絡票の運用等
進捗管理	進捗会議の定義、タスクの進捗管理等
品質管理	工程別およびプロジェクト全体の品質管理等
課題管理	課題・問題が発生した場合の管理等
リスク管理	プロジェクトリスクの管理および対応等
変更管理	変更等が発生した場合の変更管理の運用、調整等
プロジェクト計画の変更管理	プロジェクト計画に変更が発生した場合の影響調査、変更管理
構成管理	プロジェクトで作成される成果物の管理および対応等

（ク） 委託者である委託者提示の仕様書、機能要件から委託者の意図する要件、仕様を読み取れなかったことを理由に有償の仕様変更とすることはできない。

（ケ） 環境構築工程における検査完了後において、設計工程における間違いは、本稼働後も契約終了時まで、業務遂行可能なサービスを継続的に提供するためのシステム改修等の履行義務を免れることはできない。

（コ） 受託者は、プロジェクト体制、スケジュール、委託業務範囲のほかプロジェクトの管理方法全般を取りまとめた「プロジェクト計画書」を作成するとともに、プロジェクトに着手する最初の会議において当該計画書の内容を説明し、プロジェクト関係者全員がその内容を的確に共有できるように留意するものとする。

（サ） 受託者は、環境構築作業の進捗管理を行い、月に 1 回以上進捗会議を開催し作業状況の報告を行うものとする。作業報告は委託者が進捗を定量的に把握できる指標を用いて行うとともに、進捗遅延が発生した場合はその原因を追究し、速やかに対策を講じなければならない。なお、進捗会議終了後速やかに議事録を作成し委託者の承認を受けることとする。

（シ） 受託者は、各作業工程の成果物の品質管理を行い、品質基準と現状との差異を常に把握するものとする。品質基準を下回る事態が発生した場合はその原因を追究し、速やかに対策を講じなければならない。

（ス） 受託者はプロジェクト計画書で想定するリスクの管理を行い、各作業工程でリスクが顕在化した場合はその原因を追究し、委託者と協議の上で速やかに対策を講じるとともに、当該リスクが解決するまで継続的に管理しなければならない。

（セ） 受託者は、プロジェクトの進捗会議の運営に当たっては、簡潔かつ的確な資料を作成するとともに、委託者の機能要件実現のためにパッケージ機能の利活用方法を積極的に提案するなど、進捗状況、品質管理、およびリスク管理等の協議が効率的かつ実効性のあるものとなるように心がけるものとする。

(3) 文書管理

（ア） 本サービス導入に係る全ての文書は、その様式（テンプレート）や記載方法および文書番号の採番ルール等を定め、標準化・統一化を図ること。

（イ） 作成する全ての文書に対して、文書番号を付番するとともに、改版履歴を明確にすること。

（ウ） 受託者が本業務を実施するうえで必要となる資料のうち委託者が提供することが可能な資料は、委託者が受託者に貸与するものとする。貸与された資料は、その重要性を認識し、取扱いおよび保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した関係書類は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合、委託者に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど、委託者の指示に従った処置を行うこと。

(4) テスト作業

（ア） テストについて、テスト方針、実施内容および実施理由を記載し、テスト工程毎に動作テスト計画書として提出すること。

（イ） 委託者から指定した「動作テスト用端末」を用いてテストを行うこと。

（ウ） 動作テストでは、NGAV、EDR のふるまい検知を実施し、検知対象外（ホワイトリスト判定）かどうかを確認する。

（エ） 動作テストのスケジュールに関しては、教育委員会の担当者と協議して決める。

8 研修

委託者に対する運用に必要な研修をサービス提供開始後の令和 7 年度に 1 回及び 2 年目以降は新任者向けに年 1 回程度実施すること。また、研修に必要なマニュアルも提供すること。

(1) 対象者

岡山市サービス運用管理者（2～3 人程度）

(2) 研修実施場所および実施時期

実施場所は、岡山市が指定する場所（岡山市教育研究研修センター内会議室）で行うこととする。

研修の実施時期は委託者、受託者双方協議の上決定すること。

(3) 研修内容

実施する研修の内容は、下記の内容を想定している。

・サービス運用概要
・管理画面基本操作
・トラブル時対応等

9　特記事項

(1) 協議

この仕様書に定めのない事項が発生した場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

（ア） 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。

（イ） 委託者において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をさせることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

（ウ） 委託者は、作業責任者、主任技術者およびその他の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(2) 業務継続

本業務は、委託者の業務の実施・継続を支える重要な情報システム等を対象としており、大規模災害等の発生後、可能な限り早急にこれを復旧させる必要がある。このため、契約期間中に大規模災害等が発生した場合は、速やかにシステムを復旧させるための作業について、受託者が可能な範囲で協力するものとする。また、大規模災害等に備え、緊急連絡先の取り決めや訓練、災害に強いシステムにするための助言・提案などについても、受託者が可能な範囲で協力するものとする。

(3) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況および内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は自らの責めに帰する場合を除き一切の責任を負わない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。

10 成果品

(1) 環境構築工程の完了と検査

受託者は、環境構築を令和 7 年（2025 年）9 月 30 日までに完了しなければならない。受託者は委託者、委託者の定める委託業務完了通知書（環境構築工程）及び成果品を提出し、委託者の検査を受けること。検査の合格をもって、本行程を完了したものとする。

(2) 運用保守工程の完了と検査

サービスの利用が開始され、毎月の委託業務が完了したときは、委託業務完了通知書（運用保守工程）及び月次報告書を委託者に提出すること。委託者の検査の合格をもって月次の委託業務の完了とする。

(3) 成果品の提出

本プロジェクトにおいて、受託者が委託者に提出する成果品は以下のとおりとする。

（環境構築工程）

- プロジェクト計画書
- 詳細設計書（パラメータシート）
- テスト実施計画書（テスト実施方針、テスト要領）
- 進捗報告書、課題管理表、議事録
- 運用管理マニュアル
- トラブル時対応手順書
- 運用保守連絡体制図

（運用保守工程）

- 月次報告書（月次レポート）

※上記成果品は日本語表記とする。

※運用管理マニュアル、トラブル時対応手順書は、画面のキャプチャ画像など視覚的に分かりやすい表示に努めること。

11 委託料の支払い

本件の契約形態はサービス調達であり、サービス提供開始までの構築期間におけるエージェントの調達および環境構築、一部再委任等の経費とサービス提供開始後の運用保守の合計を契約金額（委託料）として支払う。

(1) **支払方法**

委託料は、本サービス提供開始月である令和 7 年 10 月分からの毎月払いとする。検査合格後、請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

毎月の委託料は、契約金額を 51 で除して得た金額とする。ただし、1 円未満の端数が生じるときは最初の支払月に支払うものとする。

なお、契約後に為替変動等を理由に毎月の支払額の変更はできないものとする。